

| 項目 | No | 枝番 | 質問 | 回答 |
|-------|----|----|---|---|
| 事業概要 | 1 | 1 | 補助金事業の正式名を教えてください。 | 令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金です。 |
| 事業概要 | 1 | 2 | 予算額はいくらですか。 | 約4億円です。 |
| 補助対象者 | 2 | 1 | 同一の工場内で執行団体の異なる複数の設備区分を申請したい場合どのようにすればいいですか。 | 別々の申請として、それぞれの執行団体による申請が必要となります。 |
| 補助対象者 | 2 | 2 | 県外で運営している事業場も対象になりますか。 | 県内で既に事業活動を営んでいる事業所が補助対象となります。 |
| 補助対象者 | 2 | 3 | 個人事業主は申請できますか。また、個人事業主が申請する場合、提出が必要な書類はありますか。 | 個人事業主も申請可能です。 また、個人事業主が行う場合は、直近二期分の決算書若しくは以下書類に加え、開業届が必要になります。詳細は公募要領P14をご覧ください。 ・白色申告の場合：確定申告書（第一表、第二表）、収支内訳書 ・青色申告の場合：確定申告書（第一表、第二表）、青色申告決算書 |
| 補助対象者 | 2 | 4 | 白色申告者でも補助事業対象者となりますか。 | 対象となります。 |
| 補助対象者 | 2 | 5 | 中小企業者等の定義を教えてください。 | 公募要領P3に記載する法人及び個人事業主となります。 なお、農業、林業、漁業を主たる事業とする者を除きます。 |
| 補助対象者 | 2 | 6 | 組合の定義を教えてください。 | 公募要領P3に記載の法律に基づくものに限ります。例示は以下のとおりです。 (1)事業協同組合又はその連合会 (2)商店街振興組合又はその連合会 (3)商工組合又はその連合会 (4)生活衛生同業組合 (5)企業組合 (6)協業組合 |
| 補助対象者 | 2 | 7 | 大企業は申請できますか。 | 大企業は対象外です。 |
| 補助対象者 | 2 | 8 | みなし大企業は申請できますか。 | 対象となります。 |
| 補助対象者 | 2 | 9 | 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、生活協同組合は申請できますか。 | いずれの法人も補助対象外です。 |
| 補助対象者 | 2 | 10 | 1事業者あたりの申請数に上限はありますか。 | 1事業者につき1申請となります。 |

| 項目 | No | 枝番 | 質問 | 回答 |
|-----------|----|----|--|---|
| 補助対象者 | 2 | 11 | 建物の設備を家主が申請し、店子が家主の所有ではない自己所有の設備等について申請することは可能ですか。 | 補助対象が重複せず、光熱費等の削減に繋がる取組であれば、それぞれ補助対象事業に該当します。 |
| 補助対象者 | 2 | 12 | 家主が所有する設備を店子が申請することは可能ですか。 | 申請することはできません。 |
| 補助対象者 | 2 | 13 | 開業後1年未満ですが、対象となりますか。 | 補助対象となる事業（設備の更新等）を行うのであれば、対象となります。 |
| 補助対象者 | 2 | 14 | 開業後1年未満で、直近2期分の決算報告書がないのですが、代わりに何を添付すればよいですか。 | 開業から直近までの月別事業収入がわかる売上台帳等を添付してください。 |
| 補助対象者 | 2 | 15 | 県が推進する戦略等に基づく重点推進分野に関する事業でなければなりません。 | 該当しなくても申請が可能です。 |
| 省エネ最適化診断枠 | 3 | 1 | 省エネ最適化診断枠の要件にある「省エネ最適化診断その他知事が別に定める診断」とは何ですか。 | 一般財団法人省エネルギーセンター及び一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネ最適化診断、省エネお助け隊の診断、省エネ診断拡充事業の診断、並びに県が実施する省エネ診断が対象となります。 |
| 省エネ最適化診断枠 | 3 | 2 | 省エネ最適化診断枠で申請した事業を事前着手する場合、診断結果が出る前に行うことは可能ですか。 | 省エネ最適化診断枠は、診断結果に基づく設備等の導入が要件とされているため、診断結果の前に行うことはできません。 ただし、次の場合には診断結果の前であっても着手が可能です。 省エネ最適化診断の説明を踏まえて発注した設備であり、かつ、省エネ最適化診断の結果で内容を確認できること。（よって、診断実施日以降の見積書徴取となる。） また、実績報告書提出の際に、省エネ最適化診断の結果の提出が必要です。 |
| 省エネ最適化診断枠 | 3 | 3 | 診断は申請段階で完了していなければならないですか。 | 省エネ診断の申請申込みをしているのであれば申請することはできます。ただし、その後診断を受けずに設備投資を行った場合は補助対象外となります。 |
| 省エネ最適化診断枠 | 3 | 4 | 過去に受けた省エネ診断に基づき、今回設備を更新する場合は省エネ最適化診断枠の要件に該当しますか。 | 以前受けた省エネ診断であっても、その診断結果に基づく設備等の導入であれば、省エネ最適化診断枠に該当します。ただし、診断から相当な期間を経過している場合は、診断を受けた専門家からの指導を受けるよう心掛けてください。 |
| 省エネ最適化診断枠 | 3 | 5 | 省エネ最適化診断枠（補助率3分の2）で申請したものが通常枠の補助率2分の1として採択される場合がありますか。 | 採択を行う審査会が判断することになります。 |
| 省エネ最適化診断枠 | 3 | 6 | 特別高圧の受電者でも「特別高圧電力枠」ではなく、「省エネ最適化診断枠」で申請することができますか。 | 「省エネ最適化診断枠」の要件を満たせば、申請できます。 |

| 項目 | No | 枝番 | 質問 | 回答 |
|---------|----|----|--|---|
| 特別高圧電力枠 | 4 | 1 | 特別高圧の受電者かどうか、どのように確認すればよいですか。 | 契約を締結している電力会社にお問合せください。 |
| 特別高圧電力枠 | 4 | 2 | 特別高圧の受電者であることを証する書類はどういったものですか。 | 電力会社が発行する書類で、契約プラン名など特別高圧を受電していることが分かるものを提出してください。 |
| 補助対象経費 | 5 | 1 | 補助対象となる事業は何ですか。 | 補助対象設備への更新等により、光熱費等の削減に資する取組や原材料の従来品から代替品への転換に向けた調査・研究が対象となります。 補助事業の詳細については公募要領P4以降を参照してください。 |
| 補助対象経費 | 5 | 2 | 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は対象ですか。 | 原則として対象外です。 |
| 補助対象経費 | 5 | 3 | リースでも申請可能ですか。 | 設備・備品購入費に該当する設備のリース費用は対象となります。ただし、リース期間が補助対象期間（交付決定日から令和6年1月31日）を超える場合は、補助対象期間分を按分して補助対象経費とします。また、実績報告の時点で書類により必要経費を明らかにすることができるものに限りします。 |
| 補助対象経費 | 5 | 4 | 自社製品は補助対象として申請できますか。 | 自社で製造する製品は補助対象外となります。 |
| 補助対象経費 | 5 | 5 | 予備の設備として導入した場合は、申請できますか。 | 予備設備は申請できません。 |
| 補助対象経費 | 5 | 6 | 申請前に設備が故障してしまった場合は対象ですか。 | 故障した設備の入れ替えは補助対象とはなりません。 |
| 補助対象経費 | 5 | 7 | 省エネ最適化診断枠の要件とされている診断に要する費用は対象になりますか。 | 補助対象外となります。 |
| 補助対象経費 | 5 | 8 | 中古品の購入でも申請できますか。 | 中古品は原則として補助対象外ですが、3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合は申請可能です。 |
| 補助対象経費 | 5 | 9 | 再生可能エネルギーを活用する設備（太陽光パネルや風力発電設備等）は補助対象となりますか。 | 自社消費又は売電の有無に関わらず、対象となりません。 |
| 補助対象経費 | 5 | 10 | 照明設備は対象となりますか。 | 光熱費等が減少する場合、補助対象となります。 |
| 補助対象経費 | 5 | 11 | 蛍光灯を外して、蛍光灯用の台座にLED電球を取り付けることは補助対象事業に該当しますか。 | 電球のみの購入は対象となりません。台座も含めてLED専用とする等の場合は認められます。 |
| 補助対象経費 | 5 | 12 | 既存設備の台数と導入予定設備の台数が異なる場合、申請は可能ですか。 | 既存設備の台数と導入予定の台数が異なる場合も申請可能です。 既存設備、導入設備のそれぞれの光熱費等の合計で比較し、削減が見込めるのであれば台数が異なっても構いません。なお、将来設備や予備設備は補助対象となりません。 |

| 項目 | No | 枝番 | 質問 | 回答 |
|--------|----|----|---|--|
| 補助対象経費 | 5 | 13 | 工場・事業場の敷地内に事務所棟があります。製造工場の工程に関わらない事務所棟内での取組について申請できますか。 | 事務所棟内の取組であっても光熱水費等の削減に繋がる取組であれば、申請可能です。 |
| 補助対象経費 | 5 | 14 | 補助対象とならない費用（補助対象外経費）はどのようなものがありますか。 | 補助対象外経費は、公募要領P8以降をご覧ください。また、補助対象となる経費は公募要領P6以降をご参照ください。 |
| 補助対象経費 | 5 | 15 | 別の補助金との併用は可能ですか。 | 他の補助金との併用は対象外となります。 |
| 補助対象経費 | 5 | 16 | 空調設備等のモーターを高性能のモーターに変更することは補助対象となりますか。 | 設備・備品購入費等の「改造」に該当するため、補助対象経費に含まれます。 |
| 補助対象経費 | 5 | 17 | 設備・備品購入費の下限30万円の積算は、据付費なども含めてよいですか。 | 設備・備品購入費と一体的に発注するものも含めた合計額が30万円以上（税抜）であれば、認められます。 |
| 補助対象経費 | 5 | 18 | 設備・備品購入費の下限30万円とは、事業費の総額ですか。 | 事業費の総額（税抜）です。 |
| 補助対象経費 | 5 | 19 | 設備・備品購入費の下限30万円は、異なる設備の合算でもよいですか。 | 合算でよいです。 |
| 補助対象経費 | 5 | 20 | ハイブリッド車両の購入は補助対象事業となりますか。 | 自動車等車両の購入費は対象外です。（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができない場合は補助対象経費に該当します。） |
| 補助対象経費 | 5 | 21 | 原材料の購入費は補助対象経費となりますか。 | 本事業に係る試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費以外は補助対象経費とはなりません。 |
| 補助対象経費 | 5 | 22 | 二酸化炭素の削減にならなくてもよいですか。 | 二酸化炭素の削減は補助要件になっていません。 |
| 補助対象経費 | 5 | 23 | 電気代やガソリン代は補助対象となりますか。 | 本事業は、設備等の更新により光熱費等を削減する取組等に対する補助事業であり、光熱水費等を直接補助するものではありません。よって、電気代やガソリン代そのものは補助対象経費に該当しません。 |
| 補助対象経費 | 5 | 24 | 住宅兼事務所への設備導入は対象となりますか。 | 公募要領P9に記載のとおり「専ら居住を目的とした事業所」における設備更新の場合は対象外となります。 また、住宅兼事業所は、住宅部分と事務所部分が明確に分かれており、かつ、その効果が明確に事務所部分にのみ生じることが可能な場合は補助対象となります。 |
| 補助対象経費 | 5 | 25 | 照明設備を導入する場合、型が変わってもよいですか。 (例：吊り下げるタイプからダウンライトへ変更) | 光熱費等が減少する場合、補助対象となります。 |

| 項目 | No | 枝番 | 質問 | 回答 | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|-----------|--|---|-----|-----|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|
| 補助対象経費 | 5 | 26 | 高効率空調の更新を検討しているが、天井の断熱材も同時に更新をしたい。天井の断熱材の更新は、高効率空調設備に一体的に発注するものとして認められますか。 | 天井の断熱材の更新は補助対象経費には含まれません。 | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | 5 | 27 | 第3号様式の収支予算書について、補助事業に要する経費及び補助対象経費は、免税事業者が申請する場合はどちらも税込で記入してよいですか。 | よいです。 | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | 5 | 28 | 備品に汎用性及び携帯性が高いものは含まれますか。 | 含まれません。 | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | 5 | 29 | パソコンは補助対象経費に該当しますか。 | パソコンは汎用性が高いため、本補助事業の対象経費には該当しません。また、プリンタ、タブレット端末、スマートフォン等についても同様に対象経費にはなりません。 | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | 5 | 30 | 既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合は対象となりますか。 | 原則として対象外です。ただし、既存設備の光熱費等の削減に資する設備等の導入は対象とします。（(例) 事業現場等の光熱費等の削減を図るためのエネルギーマネジメントシステムの新規導入など。） | | | | | | | | | | | | |
| 補助率等 | 6 | 1 | 補助率を教えてください。 | 通常枠及び特別高圧電力枠は2分の1、省エネ最適化診断枠は3分の2となります。省エネ最適化診断枠及び特別高圧電力枠の要件は公募要領P11以降をご確認ください。 | | | | | | | | | | | | |
| 補助率等 | 6 | 2 | 補助金の上限額・下限額はいくらですか。 | 申請当たりの補助金限度額は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>通常枠</th> <th>省エネ最適化診断枠</th> <th>特別高圧電力枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業者</td> <td>300万円</td> <td>500万円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>組合</td> <td>500万円</td> <td>700万円</td> <td>900万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>下限額：設備・備品購入費等については、中小企業者及び組合ともに下限が30万円となります。</p> | 対象者 | 通常枠 | 省エネ最適化診断枠 | 特別高圧電力枠 | 中小企業者 | 300万円 | 500万円 | 700万円 | 組合 | 500万円 | 700万円 | 900万円 |
| 対象者 | 通常枠 | 省エネ最適化診断枠 | 特別高圧電力枠 | | | | | | | | | | | | | |
| 中小企業者 | 300万円 | 500万円 | 700万円 | | | | | | | | | | | | | |
| 組合 | 500万円 | 700万円 | 900万円 | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率等 | 6 | 3 | 900万円の設備を導入する場合、補助金額はいくらとなりますか。 | 全額が補助対象経費となる場合、中小企業者であれば、通常枠で300万円、省エネ最適化診断枠で500万円、特別高圧電力枠で450万円となります。組合であれば、通常枠で450万円、省エネ最適化診断枠で600万円、特別高圧電力枠で450万円となります。 | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施期間 | 7 | 1 | 1月末までに終了するとはどこまで終了しておかなければならないですか。 | 設備を導入する場合は設置や支払を終え、実績報告書の提出までを1月末までに終えている必要があります。 | | | | | | | | | | | | |
| 申請手続 | 8 | 1 | 複数の事業所を1つの申請で行ってもよいですか。 | 可能ですが、設置場所を明記してください。また、審査の過程で確認や説明資料の提出等を求める場合がありますので、予めご了承ください。 | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | No | 枝番 | 質問 | 回答 |
|------|----|----|--|---|
| 申請手続 | 8 | 2 | 第2号様式について、エネルギーの年間削減量及び年間削減経費の算出方法を教えてください。 | 設備等の仕様に基づき計算してください。（公募要領P21に記載例） また、省エネ診断による診断結果等がある場合は、資料を添付してください。 |
| 申請手続 | 8 | 3 | 申請書類の提出先はどこですか。 | 申請書類の提出先は次のとおりです。 【提出先】〒030-0812 青森市堤町二丁目1-1 協同ビル4階 省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金事務局 宛 |
| 申請手続 | 8 | 4 | 交付申請の方法を教えてください。 | ホームページ (https://aomori-shoene.jp)に申請様式を掲載しています。全ての提出書類をそろえて、郵送してください。第二次公募は令和5年10月31日（火）締切日必着、第三次公募は令和5年11月17日（金）当日消印有効とします。 |
| 申請手続 | 8 | 5 | 持参による申請は可能ですか。 | 郵送のみの申請となります。 |
| 申請手続 | 8 | 6 | ホームページからダウンロードする以外で、どこで申請様式を入手できますか。 | 省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金事務局までお問合せください。 |
| 申請手続 | 8 | 7 | 公募期間を教えてください。 | 第二次公募は、令和5年10月16日（月）～10月31日（火）です。第三次公募は、令和5年11月1日（水）～令和5年11月17日（金）です。 |
| 申請手続 | 8 | 8 | 申請書が到着したか確認できますか。 | 到着確認のお問合せには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。 |
| 申請手続 | 8 | 9 | 補助対象経費に補助率を乗じた際の端数の扱いはどうなりますか。 | 円未満の端数は切捨てとなります。 |
| 申請手続 | 8 | 10 | 個人事業主が開業届を提出できない場合、どうすればよいですか。 | 開業届に代えて、運転免許証及び確定申告書2期分の写しを提出してください。 また、運転免許証に代えて、マイナンバーカードの写しでも良いです。 |
| 申請手続 | 8 | 11 | 提出書類に不備書類や不足書類があった場合はどうなりますか。 | 提出書類に不備書類や不足書類があった場合は、書類不備として申請を受理しない場合があります。提出先の事務局から不足書類あるいは不備書類に関する連絡等を受けた場合は速やかに対応してください。 |
| 申請手続 | 8 | 12 | 商工会議所等の商工団体に相談することが必要ですか。 | 商工団体への相談は補助要件になっていません。 |
| 申請手続 | 8 | 13 | (30万円以上の設備等の場合) 相見積もりを断られたため、他に手配ができません。理由書を添付すれば、1社のみで見積書で足りるでしょうか。 | 例えば、1社でしか製造していないような特別な設備等でない限り、同等の能力を持つ設備等を見積書を用意し、2社を見積書を添付してください。 |
| 申請手続 | 8 | 14 | 見積書はネットショップの画面を印刷したものでもよいですか。 | 通常の見積書と同等の情報（金額、型式、個数等）がわかるものであれば、ネットショップの画面を印刷したものでも代用可能です。 |

| 項目 | No | 枝番 | 質問 | 回答 |
|------|----|----|--|--|
| 申請手続 | 8 | 15 | 事業テーマはどのように記入すればよいですか。 | 事業内容を的確に表現した簡潔な名称を記載してください。 (例) エネルギー負荷の高い〇〇設備の更新による経営基盤の強化 など |
| 申請手続 | 8 | 16 | 第1号様式の補助金交付申請額とは、第4号様式と一致した金額でよいですか。 | 事前着手に必要な経費が補助事業の全てである場合は一致しますが、事前着手に要する経費が補助事業の一部である場合は、金額は一致しません。 |
| 申請手続 | 8 | 17 | 確定申告書の写しに収受印は必要ですか。 | 第一表の控えには税務署の受付印(e-taxにより申告した場合は、受付日時の印字又は受信通知の写し)又は税理士等の証明印が必要です。税務署受付印が無い場合は、お住まいの市町村で所得課税証明を発行していただき添付してください。 |
| 申請手続 | 8 | 18 | 見積書の取得日に制限はありますか。 | 令和5年10月6日以降に発行したもので、交付申請日に有効な見積書の提出が必要となります。(事前着手届を提出する場合は、着手日に有効であることが必要です。) |
| 申請手続 | 8 | 19 | 本社が申請する予定だが、補助事業を行う場所が本社とは別の事業所の場合は、どのように申請書に記入すればよいですか。 | 第2号様式の「4 補助事業の概要の表にある、■事業内容①事業の目的・内容及び対策の妥当性」に補助事業を行う事業所名、住所及び事業内容をわかりやすくご記入ください。 |
| 申請手続 | 8 | 20 | 事業承継によって開業したばかりで決算期を迎えていないため、決算書がありません。また、資産台帳上、備品類が前所有者のままとなっていますが、どのように申請すればよいですか。 | 事業承継に該当するため、決算報告書は承継前の決算報告書の写し(2期分)及び開業後から直近までの売上台帳が必要となります。また、資産台帳については譲渡を受けたことがわかる書類(譲渡契約書等)の提出をお願いいたします。 |
| 申請手続 | 8 | 21 | 既存設備のカタログがない又は銘板が確認できない場合、どのように申請すればよいですか。 | 原則、既存設備のカタログ又は銘板の確認が必要となりますが、年式が古い等のやむを得ない理由で確認ができない場合は、同年代の同程度の商品の仕様を申請書に添付することで申請が可能です。 |
| 申請手続 | 8 | 22 | 見積書は原本が必要ですか。 | 写しでも申請可能です。 |
| 申請手続 | 8 | 23 | 法人の登記事項証明書について、発行日が古いものも良いですか。 | 申請前3か月以内に発行したものを添付してください。 |
| 支払 | 9 | 1 | 補助金はいつごろ支払われるのですか。 | 事業の実施後に、確定検査を終了したのから順次支払うこととなります。 |
| 支払 | 9 | 2 | 着手前に補助金を受け取ることは可能ですか。 | 補助事業完了後にお支払い(精算払い)することとなります。 |
| 財産処分 | 10 | 1 | 導入設備の処分制限期間はどのようにして調べることができますか。 | 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいいます。以下をご参照ください。 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015 |